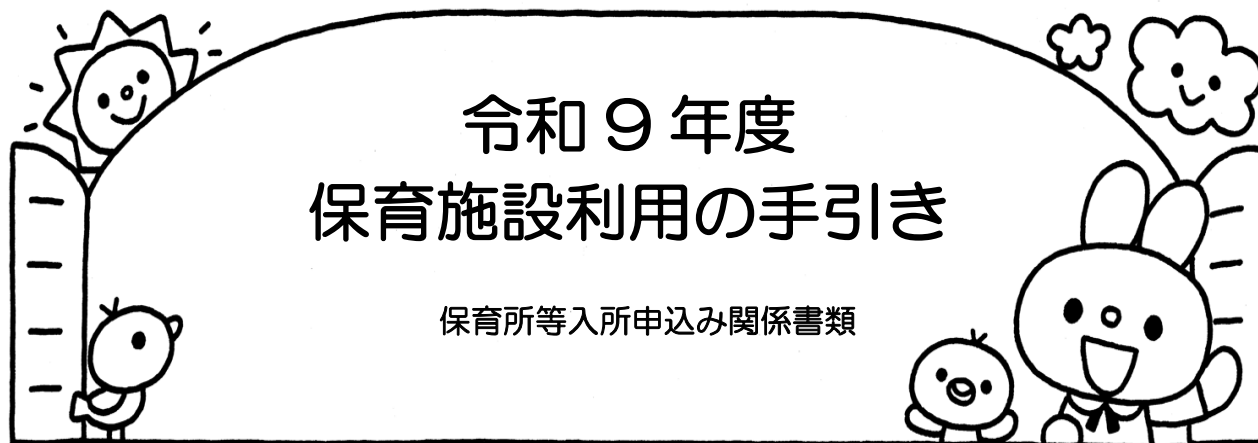




一 次 利 用 調 整	■受付期間
	11月9日(月)～18日(水) 午前8時45分～午後4時30分 11月19日(木)・20日(金) 午前8時45分～午後7時00分 11月21日(土) 午前9時00分～午後5時00分 ※書類の不備があると受付ができない場合がありますので、早めのご申請をお願いします。 ※上記期間終了後の提出は、受付できません。
	■受付場所
	子育て支援課 こども保育担当(1階8番窓口) ※郵送や各保育施設での受付は行っておりません。(書類内容を確認するため)
	■利用調整(選考)結果
	利用調整(選考)結果は、令和9年1月下旬頃に郵送で通知します。
二 次	■その他
	◇宮代町以外の保育施設を希望される場合 希望保育施設がある市区町村に申込み締切日等を確認の上、宮代町子育て支援課こども保育担当へお申込みください。その後、申請書等関係書類を希望先の市区町村へ送付します。 なお、入所の審査は希望先の市区町村が行います。
二 次	二次利用調整(選考)は、一次利用調整後に利用可能枠がある場合のみ実施します。 利用可能枠がないクラス年齢の申請は受付しません。 (詳細は、令和9年1月下旬頃にHPに掲載予定です。)

年 度 途 中	対象者：5月以降に保育施設を利用される方 受付期日：利用希望月の前月の10日までに申請してください。なお、締切日が、土・日・祝日にあたる場合は、直前の平日を締切日とさせていただきます。 結果通知：締切日の約10日後に郵送します。
------------------	--

<問合せ先>

宮代町 子育て支援課 こども保育担当

〒345-8504 宮代町笠原 1-4-1

電話：0480-34-1111 内線：323・329

目 次

□保育施設とは-----	2
□保育認定について-----	2
□保育施設利用の流れ-----	4
□入所申込みの手続きについて-----	4
□利用者負担額（保育料）について-----	5
□保育園 利用者負担基準表-----	7
□宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準-----	8

重要 令和10年度の入所について

- ・令和9年度において入所保留となった場合、令和10年度の入所申請は再度必要となります。
- ・令和10年度の4月入所受付期間、例月受付期日は変更になる場合があります。

【令和9年度4月保育入所 年齢早見表】

0歳児	令和8年4月2日 ～ (2026年)	※生後6か月以上
1歳児	令和7年4月2日 ～ (2025年)	令和8年4月1日 (2026年)
2歳児	令和6年4月2日 ～ (2024年)	令和7年4月1日 (2025年)
3歳児	令和5年4月2日 ～ (2023年)	令和6年4月1日 (2024年)
4歳児	令和4年4月2日 ～ (2022年)	令和5年4月1日 (2023年)
5歳児	令和3年4月2日 ～ (2021年)	令和4年4月1日 (2022年)

※0歳児の4月入所の対象は、令和8年4月2日～令和8年10月1日生まれまでのお子さんです。

■保育施設とは

保育所等は、保護者の委託を受けて保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。児童は、家庭を中心に保護者の愛情のもとで育てられるのが本来ですが、保護者が働いているため、病気や看護のためなど、子どもの保育ができない家庭等に代わり、就学前まで保育を行います。

そのため、保育所等は保育が必要な状態にある場合に入所できるものであり、どんな家庭状況の児童でも入所できるという施設ではありません。家庭での保育ができない程度によって、あるいは定員に余裕がないときなどは入所できない場合がありますので、予めご承知ください。

なお、保育を必要とする事由がなく「集団生活を経験させたい。」などの方は、教育認定（幼稚園等）が該当となるため、保育所等の利用はできません。

施設名	施設内容
認可保育所	保護者等の就労や病気などの理由により家庭で児童の保育（養護・教育）ができないとき、家庭に代わって保育を実施する児童福祉施設です。
認定こども園	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設です。
小規模保育事業所	0歳～3歳未満児を対象とした定員6人以上19人以下の少人数で行う保育です。
事業所内保育事業所	企業などが主に従業員の子どもの対象とした従業員枠の他に、地域の保育を必要とする地域枠の子どもを含めて保育を提供する事業所です。

■保育認定について

◆支給認定

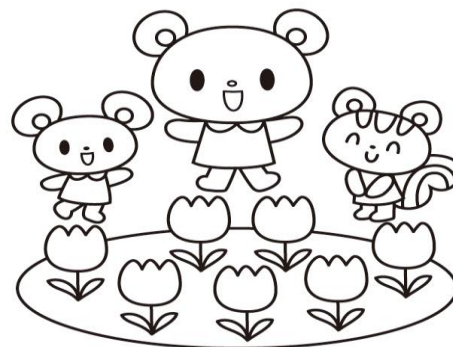
保育施設の利用を希望する場合には、「保育が必要なこと」（保育の必要性）について、町から認定を受ける必要があります。

認定を受けるには、保育の必要性を証明する書類等を添付した認定申請書を町に提出してください。

（１）３つの認定区分

申請時の年齢や希望（教育・保育）によって３つの区分により認定されます。

認定区分		利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	保育所・認定こども園・小規模保育施設等



(2) 保育の必要量に応じた区分

保育の必要量	就労時間の目安	1日の利用可能時間
保育標準時間	月 120 時間以上	最長 11 時間
保育短時間	月 48 時間以上 120 時間未満	最長 8 時間

◆実際の利用時間は、就労時間やその他保育を必要とする時間を考慮して決定されます。

【保育標準時間】

▼月当たり 120 時間以上の就労を想定した利用時間（最長 11 時間）

7:00		19:00
30分	← 11 時間（利用可能な時間帯） →	30分
延長保育	保育必要量	延長保育

※小規模認可保育園の延長保育時間は、18時～19時となります。

【保育短時間】

▼月当たり 120 時間未満の就労を想定した利用時間（最長 8 時間）

7:00	8:30	16:30	19:00
	← 8 時間（利用可能な時間帯） →		
延長保育	保育必要量	延長保育	

(3) 保育認定（2号・3号）の事由について

	利用事由	事由内容（保育の必要性）	必要量に応じた区分
1	就労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働を含む。 ※最低基準として、月 48 時間以上（休憩時間除く）の就労が必要です。	保育標準時間又は保育短時間（就労時間による）
2	妊娠・出産	保護者が妊娠中又は出産後間もないこと。	保育標準時間
3	疾病・障がい	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は心身に障がいがあること。	申請内容による
4	看護・介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を介護又は看護していること。	居宅外：介護等の時間による 居宅内：申請内容による
5	災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合。	保育標準時間
6	求職活動	保護者が求職活動を継続的に行っていること。	保育短時間
7	就学	保護者が学校又は職業訓練校に在学していること。	就学時間による（就労参照）
8	育児休業取得中の継続利用	育児休業中に、既に保育を利用している子がいて、継続利用が必要な場合	保育短時間
9	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間
10	その他	上記に類する状態にあり、児童を保育することができないと認められるもの。	申請内容による

(4) 認定期間

認定区分	認定期間
2号認定（満3歳以上・保育認定）	就学前まで
3号認定（満3歳未満・保育認定）	3歳の誕生日の前々日まで

※支給認定内容は、利用者負担額決定通知書（保育料）に記載されております。

別途「支給認定証」を希望される方は申請書の希望欄に○をつけてください。

※求職・・・2か月 出産・・・産前8週の属する月初から産後8週の属する月末までです。

求職と出産は認定期間が短くなります。認定がないと保育所をご利用いただけませんので、ご注意ください。

■保育施設利用の流れ

①市町村に「保育の必要性」の認定と保育所等の利用希望を申請する

＜提出時期＞※入所決定は先着順ではありません。
4 月入所・・・前年度 1 1 月中旬の指定期間
途中入所・・・入所希望月の前月 1 0 日締め切り(1 0 日が土・日・祝日の場合は直前の平日)

利用調整（選考） P. 8 参照

利用可能人数を超えて申込みがあった場合は「宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」に基づき選考を行います。

②利用調整（選考）結果の通知が届く

＜到着時期＞
4 月入所・・・前年度 1 月下旬（予定）
途中入所・・・締切日の約 1 0 日後

入所決定の場合	○施設利用承諾通知書もしくは施設利用内定通知書を送付します。 通知書に記載されている利用期間をご確認ください。 ○万一、利用を辞退される場合は、お早めにご連絡ください。 ※入所決定した園から保護者あてに連絡がありますので、入所前に説明会へご参加ください。
入所保留の場合	○施設利用保留通知書を送付します。 ○利用申込書は、原則、年度末 3 月まで有効です。 ※求職、妊娠・出産は認定期間中のみ有効になります。 ○利用可能枠が生じた場合は、利用調整基準に基づき保育指数の高い方から順次ご連絡いたします。

利用者負担額決定通知書（保育料） P. 7 参照（0～2 歳児クラス）

＜到着時期＞4 月入所・・・前年度 3 月下旬（予定）
途中入所・・・入所決定通知書に同封します。

■入所申込みの手続きについて

入所を希望する方は、「提出書類チェック表」に記載されている必要書類をご用意の上、お申し込みください。なお、受付時に書類の確認が必要なため、郵送でのお申込みは受付できませんので、ご了承ください。

■問合せ

保育所入所手続き等で不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

宮代町 子育て支援課 こども保育担当 電話：0480-34-1111 内線：323・329

■利用者負担額（保育料）について

子ども・子育て支援法の規定により、経費の一部を利用者負担額（保育料）として各家庭で負担していただくこととなります。3歳児クラス以上の場合、保育料は無償化となりますが、給食費（町内保育所利用の場合、月額 5,500 円（主食費 1,000 円、副食費 4,500 円）はお支払いいただきます。

【保育料の算定方法】

令和9年4月から令和9年8月までの保育料は令和8年度（令和7年中の所得）市区町村民税所得割課税額に基づき決定し、令和9年9月から令和10年3月までの保育料は令和9年度（令和8年中の所得）市区町村民税所得割課税額に基づき決定します。

※毎年9月が保育料の切り替え時期となります。審査の結果、9月から保育料が変更になる場合があります。（毎年8月下旬頃に後期保育料（9月～3月）の利用者負担決定通知を送付します。）

保育料(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
算定根拠	令和8年度市区町村民税所得割課税額					令和9年度市区町村民税所得割課税額						

●未申告により市区町村民税が確認できない場合、最高階層の保育料をお支払いいただきます。必ず算定根拠となる年度の市区町村民税の申告を行ってください。

●保育料は、入所児童と同一世帯に生計を一にしている父母（単身赴任等別居している場合を含む）及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）、の市区町村民税所得割課税額により階層を決定します。

※ひとり親の場合の保育料は、以下のとおり算定を行います。

- ①同一住所上に祖父母がいる場合…保護者の収入が低い場合（収入目安：年間 100 万円未満）は、祖父母のうち税額が高い方を保育料の算定対象に含みます。
- ②同一住所上にパートナーがいる場合…パートナーも保育料の算定対象に含みます。
- ③同一住所上に異性の同居人がいる場合…異性の同居人も保育料の算定対象に含みます。
- ④離婚したが、同一住所に離婚した父（母）がいる場合…住居が別になるまでは両親を保育料の算定対象とします。

●世帯状況や税額が変更になる場合は手続きが必要になりますので、必ず子育て支援課こども保育担当にお申し出ください。手続きを行った翌月から保育料の再算定を行います。

●児童と同居の在宅障がい者がいる場合は、保育料が軽減されることがあります。該当する場合は、障害者手帳の写しを提出してください。

※保育料は児童の当該年度4月初日の年齢（入所しているクラス）により決定されます。年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料の年齢区分は変わりません。

【宮代町多子世帯保育料無償化支援事業について】

保育所等に通っている0歳児～2歳児クラスの児童が、世帯の第3子以降（兄妹年齢要件なし）に該当する場合、「利用者負担減免申請書」「多子世帯状況報告書」を町が定めた期日までに提出していただくことで、保育料が無償化となります。なお、この事業は埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業と共同で実施しているため、予告なく内容変更または事業終了となる場合があります。



【納付先・納付方法】

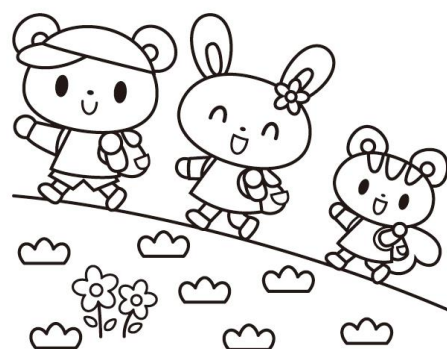
利用する保育施設によって納付先が異なります。

利用施設	納付先	納付時期・方法
認可保育所（町内公立）保育料・給食費 認可保育所（町内私立・町外私立）保育料	宮代町	月末に銀行の指定口座から引落としとなります。※月末が休日の場合は翌営業日
認可保育所（町内私立・町外私立）給食費 小規模保育施設（町内・町外）保育料 認定こども園（町外）等 保育料・給食費	各保育施設	各保育施設にご確認ください。
認可保育所（町外公立）保育料・給食費	施設所在自治体	施設所在自治体にご確認ください。

●保育料の滞納が続く場合、町の判断により児童手当から滞納分を差し引く場合（特別徴収）があります。また、保護者の方からの申し出により、滞納分を差し引いて児童手当を支給する制度（申出徴収）もあります。

令和9年度保育所利用者負担金（保育料）口座引き落とし日（予定）

当月	保育料引落日	該当月	保育料引落日
4月分	4月30日（金）	10月分	11月 1日（月）
5月分	5月31日（月）	11月分	11月30日（火）
6月分	6月30日（水）	12月分	12月24日（金）
7月分	8月 2日（月）	1月分	1月31日（月）
8月分	8月31日（火）	2月分	2月29日（火）
9月分	9月30日（木）	3月分	3月31日（金）



保育園 利用者負担基準表

令和4年4月分から適用

階層区分		定義			利用者負担額	備考
第1階層	A	生活保護世帯又は里親等			0	多子世帯の子どもの数の算定について、保護者と生計が同一の子であれば <u>年齢に関わらず対象</u> とする。
第2階層	B1	市町村民税非課税世帯	一般世帯	1人目	0	
				2人目	0	
				3人目	0	
	B2		ひとり親世帯等		0	
第3階層	C1	市町村民税均等割のみ課税世帯	一般世帯	1人目	9,600	
				2人目	4,800	
				3人目以降	0	
	C2		ひとり親世帯等	1人目	4,800	
				2人目	0	
				3人目以降	0	
第4階層	D1	市町村民税所得割課税額48,600円未満	一般世帯	1人目	12,800	
				2人目	6,400	
				3人目以降	0	
	D2		ひとり親世帯等	1人目	5,900	
				2人目	0	
				3人目以降	0	
第5階層	E1	市町村民税所得割課税額48,600円以上57,700円未満	一般世帯	1人目	15,800	
				2人目	7,900	
				3人目以降	0	
	E2		ひとり親世帯等	1人目	6,600	
				2人目	0	
				3人目以降	0	
第6階層	F1	市町村民税所得割課税額57,700円以上77,101円未満	一般世帯	1人目	18,800	
				2人目	9,400	
				3人目以降	0	
	F2		ひとり親世帯等	1人目	9,000	
				2人目	0	
				3人目以降	0	
第7階層	G	市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満		1人目	21,800	
				2人目	10,900	
				3人目以降	0	
第8階層	H	市町村民税所得割課税額97,000円以上133,000円未満		1人目	28,600	
				2人目	14,300	
				3人目以降	0	
第9階層	I	市町村民税所得割課税額133,000円以上169,000円未満		1人目	35,600	
				2人目	17,800	
				3人目以降	0	
第10階層	J	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満		1人目	48,800	
				2人目	24,400	
				3人目以降	0	
第11階層	K	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満		1人目	55,800	
				2人目	27,900	
				3人目以降	0	
第12階層	L	市町村民税所得割課税額397,000円以上または第1階層から第11階層以外（未申告者等）		1人目	59,800	
				2人目	29,900	
				3人目以降	0	

1 ひとり親世帯とは、(1)母子世帯又は父子世帯、(2)在宅障がい児(者)のいる世帯、(3)生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると町長が認めた世帯とします。

2 家計の中心者が祖父母や同居の親族等と判断される場合は、祖父母や同居の親族の所得により利用者負担額を決定する場合があります。

3 未婚のひとり親は、みなし寡婦控除を適用できる場合があります。

4 賦課期日に指定都市にお住まいで、税源移譲により市民税所得割を8%で課税されている場合は、旧税率6%で算定します。

5 利用者負担額は、4月分から8月分までは前年度、9月から3月分までは当年度の市町村民税所得割課税額により決定します。（市町村民税所得割課税額の判定において、税額控除の一部（寄付金控除、住宅借入金等特別控除等）は適用しません。

6 市町村民税所得割課税額が確認できない場合は、最高額（第12階層）となりますのでご注意ください。

宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

令和9年4月入所分から適用

	保育に当たる保護者の状況		指数	該当		認定期間	
				父	母		
1	就 労 ※休憩時間除く	月160時間以上		11		最長3年間（就学前） ※認定は3年間であるが、事由継続の場合、就学前まで延長できる。	
		月150時間以上～月160時間未満		10			
		月120時間以上～月150時間未満		9			
		月90時間以上～月120時間未満		8			
		月64時間以上～月90時間未満		7			
		月48時間以上～月64時間未満		6			
	内 職 3か月分給与明細書等金額が分かるもの添付	月収3万円以上		5			
		月収1万8,000円以上（当初3ヶ月のみ1万円以上）		4			
2	妊娠・出産	出産又は出産予定日の前及び後の各8週間 ※以後継続したい場合は、退所の上、再申込みとする。		9		左記期間内	
3	保護者の 疾病・障害 (注1)	疾 病	医療機関等への入院・常時病臥		10		最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合はその時点とする。
			居宅内	ねたきり、難病、リハビリ中等の状態		10	
		一般療養 週5日以上医療機関等へ通院をしている		7			
		一般療養 週3日から5日未満医療機関等へ通院をしている		6			
		その他（比較的軽症で定期的通院等を要する者）		5			
		身体障害者		1級・2級手帳所有者		10	
			3級手帳所有者		8		
			4級手帳所有者		6		
		知的障害者	手帳該当者で、かつ専門医等が保育に当たることができないと認めた場合		9		
		精神障害者	手帳該当者で、かつ専門医等が保育に当たることができないと認めた場合		9		
4	看護・介護等	同居の親族が、3に挙げるような状態で常時看護・介護等が必要な場合		3の基準指数に準ずる		利用を開始した日から小学校就学前までの範囲内で、介護・看護のため保育を必要とする期間 ※保育の必要性がなくなった場合はその時点までとする。	
5	災害等	火災等及びその他天災などにより家屋の損傷、その他災害等復旧のために保育に当たることができない場合		10		最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合はその時点までとする。	
6	求 職	求職活動（就労内定・起業準備含む）のため、明らかに保育に当たることができない場合 ※入所月時点での状況		3		利用を開始した日から2か月間 ※期限内に勤務証明書が提出された場合は、最長で3年間（就学前）とする。	
7	その他	1 就学等により、学業・技術習得のために保育に当たれない場合		8		最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合はその時点までとする。	
		2 乳幼児の両親が、死別・離別・行方不明等で代わりに保育に当たる者が前各号に挙げるほかに類するような明らかに保育に当たれない場合		8			
		3 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的擁護が必要な場合 （児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象と認められる場合）		8			
		4 前各号に挙げるほかに類するような明らかに保育に当たれない場合		8			
		5 児童福祉等の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合		(注3)			
			合計				

(注1) 保護者の疾病・障害で、複数の項目に該当するときは、最も高い指数を採用します。

(注2) 求職の場合の入所期間は2か月です。入所月の翌月末までに勤務証明書を提出すれば、継続して利用できます。

(注3) 当該児童・世帯の状況に応じて町長が判断します。

調整点項目（入所基準指数に加算・減点）

個別項目		条件	指数	該当
家庭状況	出 産	全く介助者を期待できない場合	(+)2	
	ひとり親	母子・父子家庭（父母が死別・離別）、行方不明、拘禁等	(+)20	
	生活保護世帯	就労により自立支援に繋がる場合	(+)2	
	失業	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	(+)10	
	自営業	自営の保護者で、仕事内容や実績の分かる書類の提出がない場合	(-)8	
	疾病	保護者の疾病により家庭保育が困難であることが判断できる医療機関の診断書が添付されている場合 ※疾病以外の認定（就労等）で、診断書が添付されている場合のみ加点とする。	(+)1	
児童本人 兄弟姉妹	障 害 児	保育の実施が乳幼児本人の成長に大きな意義があると関係機関等が認めた場合	(+)4	
	兄 弟	入所希望園に兄弟姉妹が入所している場合（転園希望を含む）	(+)4	
		（在園児童）前年度、兄弟姉妹と同じ園を希望していたが別園となっ てしまい、引き続き同じ園への転園を希望している場合	(+)2	
		同一世帯で2人以上（多胎児含む）の新規入所の申込みをする場合	(+)2	
	入所前	小規模保育事業など地域型保育事業について、入所期間を満了する場合	(+)8	
		（転入児童）転入前の自治体において入所希望月の前月末まで保育所等に入所 していた場合（育児休業取得中の者は除く）	(+)4	
就労状況	育児休業	育児休業を終了し、同じ職場に復職する者（予定を含む） ※父母の両方が育児休業を取得している場合は、片方のみに加算する。	(+)2	
	保育士	保護者が保育士等であり、新たに（復職・転職等含む）保育所・学童保育所等 で月20日以上1日6時間以上勤務する場合	(+)2	
		保護者が宮代町内の保育所・学童保育所等に勤務する（内定含む）保育士等 であり、月20日以上1日6時間以上勤務する場合（注1）	(+)4	
	同居人	同居している65歳未満の保護者の父母が就労をしていない場合（疾病等で保 育にあたることができない場合を除く）	(-)2	
保育料滞納	保育料を3か月未満滞納している場合（分割納付等、滞納解消に取り組んでいる場合を除く）		(-)7	
	保育料を3か月以上滞納している場合（分割納付等、滞納解消に取り組んでいる場合を除く）		(-)15	
町外在住者	町外在住者（入所月前月転入予定者を除く）で、勤務地が町内の場合 ※ただし、保護者のどちらかが（注1）に該当する場合は、減点なしとする。		(-)5	

※利用調整指数が同点の場合の優先順位は以下のとおりです。

- 1 宮代町内在住者（転入予定者を含む）
- 2 ひとり親世帯
- 3 生活保護世帯
- 4 1ヶ月の就労時間の長さ
- 5 養育している未就学児の人数が多い世帯
- 6 養育しているこどもに障がいがある世帯
- 7 介護を必要とする家族がいる世帯
- 8 両親の一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
- 9 待機中である世帯
- 10 保育協力者（祖父母）の有無や居住地が遠い世帯
- 11 住民税所得割課税額が低い世帯